

京都薬科大学大学院履修規程

(平成22年度以降入学生適用)

(課程の履修)

第1条 この規程は、京都薬科大学大学院学則（以下「学則」という。）第31条の規定に基づき、授業科目の履修に関する詳細を定める。

(授業科目と単位数)

第2条 学則別表1及び別表2に示す各授業科目の配当年次は、この規程の別表第1及び別表第2に示すとおりとする。

第3条 授業科目は、前期及び後期をそれぞれ前半及び後半に分けて配当する。

第4条 授業科目の種類、時間及び担当教員は学期の始めに公示する。ただし、特別講義、公開セミナー等は、その都度これを定める。

(公開セミナーの履修)

第5条 薬科学専攻博士前期課程の公開セミナーは、原則として2年次に行い、必修とする。

2 薬学専攻博士後期課程の総合薬学セミナーは、原則として2年次に行い、必修とする。

(選択科目の履修)

第6条 選択科目の履修届は、各学期の始めの指定された期間内に所定の用紙により、教務部に提出しなければならない。なお、履修届提出後の選択科目の追加や変更は原則として認めない。

2 履修届を提出していない選択科目については、受講及び受験できない。

第7条 授業科目の種類によって学修人員を制限する必要があるときは、適当な方法により許容人員を定めることがある。

(修了要件)

第8条 学則第32条に規定された修士課程及び博士前期課程の修了要件の30単位以上の修得要件は次の各号のとおりとする。

(1) 薬科学専攻については、薬学課題研究18単位及び演習4単位のほか、特論6単位以上及び公開セミナー2単位の計30単位以上を修得すること。

(2) (削除)

(試験の種類)

第9条 試験は定期試験、臨時試験、追試験及び再試験に分ける。

2 試験の期日、方法等については、授業科目担当者が定める。

3 授業実施時間の3分の2以上出席しない者は、定期試験を受験できない場合がある。

(追試験)

第10条 追試験は定期試験を受験できなかった場合に、次の各号の一に該当する者に対し、本人からの願出により、許可を得た者について行う。

(1) 病気により欠席した者

(2) 1親等及び2親等の親族並びに配偶者の死亡により欠席した者

- (3) 罹災のため欠席した者
 - (4) 交通機関のストライキ及び事故で欠席した者
 - (5) 就職試験を受験するために欠席した者
 - (6) 学会に出席するために欠席した者
- 2 追試験を受けようとする者は、受験できなかった授業科目の試験日（病気等で受験できなかったときは、その最終の日）の翌日から起算して1週間以内に欠席届及び追試験許可願に理由を明記し、かつ次の各号の一に掲げる書類を添えて、学長に願出しなければならない。この場合、急を要する時には取り敢えず教務課に連絡のうえ、事後速やかに所定の手続をとらなければならない。
- (1) 医師の診断書
 - (2) 死亡に関する公的証明書
 - (3) 罹災を証明する関係機関の証明書
 - (4) 交通機関の証明書
 - (5) 受験先の証明書又は通知書
 - (6) 学会のプログラムまたは関係箇所の写し
- 3 追試験は、当該科目の試験日から原則として2週間以内に行う。
(再試験)

第11条 再試験は、特論講義の必修科目についてのみ実施する。

- 2 再試験を受験する者は、所定の期日内に再試験受験願を教務部に提出しなければならない。願出のない場合には、その授業科目は放棄したものとみなし、以後の試験を受験することができない。
- 3 再試験の成績は、学則第35条の規定にかかわらず、最高点を69点とし、59点以下を不合格とする。
- 4 再試験受験料は1科目2,000円とする。なお、再試験受験願提出期限後の受験料は、1科目につき3,000円とする。

(秋季入学者の履修)

第12条 本学大学院学則第21条 ただし書により入学を許可された秋季入学者は、後期から履修を開始し、翌年度前期末までを1学年とする。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度入学生から適用する。
- 2 平成8年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

(中 略)

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

【履修規程】

別表 1 (薬学専攻授業科目一覧)

授 業 科 目	区分	博士後期課程
薬学研究演習	●	4

別表 2 (薬科学専攻授業科目一覧)

授 業 科 目	区分	開設年次 及び 単位数	
		1年次	2年次
薬化学特論	○	1	
薬品化学特論	○	1	
機能分子化学特論	○	1	
生物無機化学特論	○	1	
薬品分析学特論	○	1	
生物物理化学特論	○	1	
生薬学特論	○	1	
公衆衛生学特論	○	1	
衛生化学特論	○	1	
生化学特論	○	1	
微生物学特論	○	1	
臨床薬学特論	○	1	
薬物治療学特論	○	1	
臨床薬理学特論	○	1	
病態生化学特論	○	1	
病態生理学特論	○	1	
薬理学特論	○	1	
臨床薬物動態学特論	○	1	
薬剤学特論	○	1	
臨床腫瘍学特論	○	1	
公開セミナー	●		2
演習	●	4	
課題研究	●	18	

備考) ●印は必修科目、○印は選択科目

注 1) 別表 1・別表 2 は、平成 22 年度入学生から適用する。平成 21 年度以前の入学生に対する別表 1・別表 2 の適用については、なお、従前の例による。